

事 務 連 絡
平成 29 年 12 月 11 日

正会員 事務局長 各位

公益社団法人全国産業廃棄物連合会
専務理事 森谷 賢

電子マニフェストシステムのデータセンターの移設に伴う
一時中断の取扱いについて（周知依頼）

当連合会の事業の運営につきましては、日頃から格別のご協力を賜りまして厚く御礼申し上げます。

件名について、別添 1 のとおり、環境省から連合会あて、周知依頼がまいりました。

貴職におかれましては、電子マニフェストシステムの中断期間についておよび、当該期間中にシステムを利用し、登録又は報告を予定している加入者は、復旧後速やかに登録又は報告をおこなうことについて、傘下会員へ周知くださいますよう、お願い申し上げます。

なお、産業廃棄物の引き渡し又は運搬及び処分の終了について、情報処理センターへの登録又は報告の期限を 3 日以内としているところについて、システム中断期間にシステムを利用し、登録又は報告を予定している加入者については、復旧後速やかに登録又は報告を行えば法違反を問わないことが妥当との考えについて、別添 2 のとおり環境省から各都道府県・各政令市の廃棄物行政主管部（局）に示されていることを申し添えます。

（担当：日浦）

事務連絡
平成 29 年 12 月 6 日

公益社団法人全国産業廃棄物連合会 御中

環境省環境再生資源循環局
廃棄物規制課

電子マニフェストシステムのデータセンターの移設に伴う
一時中断の取扱いについて

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）第 12 条の 5 に規定する電子情報処理組織を使用し、委託した産業廃棄物の処理の終了を確認等する電子マニフェストシステム（以下「システム」という。）については、法第 13 条の 2 第 1 項の規定に基づき環境大臣から指定された公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター（以下「情報処理センター」という。）が管理等を行っているところです。

情報処理センターでは、システムの安定した稼働を確保するとともに、円滑かつ安定的な運営を維持するため、平成 30 年 1 月 1 日（月）～ 3 日（水）にデータセンターの移設の作業を実施することとしています。この移設作業を円滑かつ確実に実施するにあたり、システムの一時的な中断が必要となるため、下記のとおり、システム提供を一時中断いたします。

法施行規則第 8 条の 31 の 3、第 8 条の 34 及び第 8 条の 34 の 3 においては、産業廃棄物の引き渡し又は運搬及び処分の終了について、情報処理センターへの登録又は報告の期限を 3 日以内としているところですが、今回の一時中断を踏まえ、下記の期間にシステムを利用し、登録又は報告を予定している加入者については、復旧後速やかに登録又は報告をしていただきますよう貴会会員への周知に御協力をお願いいたします。

なお、各都道府県・政令市産業廃棄物行政主管部（局）に対して別添のとおり同趣旨の事務連絡を発出していることを申し添えます。

記

1. システム中断期間

平成 30 年 1 月 1 日（月）午前 1 時～ 4 日（木）午前 4 時までの 3 日間と 3 時間

【担当】

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
産業廃棄物課 谷山、満月
電話：03-3581-3351（内線 6929）
FAX：03-3593-8264
E-mail：hairi-sanpai@env.go.jp

事務連絡
平成 29 年 12 月 6 日

各都道府県・各政令市
廃棄物行政主管部（局）御中

環境省環境再生・資源循環局
廃棄物規制課

電子マニフェストシステムのデータセンターの移設に伴う
一時中断の取扱いについて

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）第 12 条の 5 に規定する電子情報処理組織を使用し、委託した産業廃棄物の処理の終了を確認等する電子マニフェストシステム（以下「システム」という。）については、法第 13 条の 2 第 1 項の規定に基づき環境大臣から指定された公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター（以下「情報処理センター」という。）が管理等を行っているところです。

情報処理センターでは、システムの安定した稼働を確保するとともに、円滑かつ安定的な運営を維持するため、平成 30 年 1 月 1 日（月）～3 日（水）にデータセンターの移設の作業を実施することとしています。この移設作業を円滑かつ確実に実施するにあたり、システムの一時的な中断が必要となるため、下記のとおり、システム提供を一時中断いたします。

法施行規則第 8 条の 31 の 3、第 8 条の 34 及び第 8 条の 34 の 3 においては、産業廃棄物の引き渡し又は運搬及び処分の終了について、情報処理センターへの登録又は報告の期限を 3 日以内としているところですが、今回の一時中断を踏まえ、下記の期間にシステムを利用し、登録又は報告を予定している加入者については、復旧後速やかに登録又は報告を行えば法律違反を問わないことが妥当と考えます。貴職におかれても、この旨御配慮願います。

記

1. システム中断期間

平成 30 年 1 月 1 日（月）午前 1 時～4 日（木）午前 4 時までの 3 日間と 3 時間

【担当】

環境省環境再生・資源循環局

廃棄物規制課 谷山、満月

電話：03-3581-3351（内線 6929）

FAX：03-3593-8264

E-mail：hairi-sanpai@env.go.jp